

青森県報

第千六十八号

令和八年
五月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構 造 政 策 課) …… 二
 - 肥料登録の有効期間の更新……………(農 産 園 芸 課) …… 二
- 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生 活 安 全 企 画 課) …… 三
 - 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) …… 四
- 公営企業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病 院 局 施 設 管 理 課) …… 五
 - 右 同……………(同) …… 六
 - 右 同……………(病 院 調 達 課) …… 六

告

示

青森県告示第百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
社会福祉法人七戸福祉会	名称又は氏名	上北郡七戸町字太田野一九の四	短期入所生活介護	別邸れいろう倶楽部	令和八・五・一
	名称	所在地		上北郡七戸町字太田野一九の四	

青森県告示第百二十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護老人福祉施設の開設者	名称	介護老人福祉施設	指 定 年 月 日
名称	主たる事務所の所在地	名称	
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	別邸れいろう倶楽部	令和八・五・一
	所在地	所在地	
	上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡七戸町字太田野一九の四	

青森県告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	氏名称又は氏名	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人七戸福祉会	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防短期入所生活介護	名称 所在地	令和八・五・一
上北郡七戸町字太田野一九の四	別邸れいる俱樂部		上北郡七戸町字太田野一九の四	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）
一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積		

平川市尾崎浅井六の三

畑

三、九八二

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和八年八月二十九日	一年

四 借賃に相当する補償金の額

四万三千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により令和八年五月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県第三八四号	肉骨粉	チキンミー	窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	公定規格 のとおり	三共理化学工業株式会社 東京都渋谷区代々木一丁目五五の五
----------	-----	-------	-----------------------------	--------------	---------------------------------

- 一 講習の区分
 - 法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
 - 令和八年七月一日（水）から同月八日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所
 - 1 令和八年七月一日（水）から同月二日（木）及び同月六日（月）から八日（水）
 - 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
 - 2 令和八年七月三日（金）
 - 青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム
- 四 受講定員
 - 三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年六月一日（月）から同月五日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
 電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第七十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和八年七月六日（月）から同月八日（水）までの間の午前九時から午後四時ま

で

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年六月二日（火）から同月五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二二―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十二日

青森県病院事業管理者 大山力

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院建物保守管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理室施設管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月二十五日

五 落札者の名称及び住所

太平ビルサービス株式会社

青森市勝田一丁目一八の七

六 落札金額

年額二億六千九百六十一万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年二月十二日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十二日

青森県病院事業管理者 大山力

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理室施設管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月三十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社東武

宮城県仙台市青葉区立町一の一

六 落札金額

年額二億六千三百四十五万八千八百円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年二月十六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十二日

青森県病院事業管理者 大山力

一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院洗濯業務委託等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理室調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月二十六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社東洋社

青森市南佃二丁目二六の六

六 落札金額

一億七千三百三十八万七千七百一十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年二月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭